

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休みのとき、
当たるときの翌日)

目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
宅地建物取引業者の免許の取消し(住宅課)

告 示

鳥取県告示第七百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市成実土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十一月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監事 大谷 巖 米子市新山四八二

平成十年五月八日退任

理事 井上博則 米子市新山五七一

平成十年六月二十八日退任

監事 潮 元 米子市古市二〇八

平成十年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 大谷 泰治 米子市新山四八二

平成十年六月三十日就任 任期平成十二年十月十五日まで

理事 井上 臣 吾 米子市新山五七一

監事 岩崎 隆 米子市古市一五三

平成十年十月二十七日就任 任期平成十二年十月十五日まで

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十一月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 角 積 西伯郡淀江町大字淀江九四二

湯 淺 繁 夫 西伯郡淀江町大字淀江八五八

朝 妻 貞 明 西伯郡淀江町大字淀江六九六

渡 瀬 恒 昭 西伯郡淀江町大字淀江八〇五

生 田 仁 西伯郡淀江町大字淀江五三九一三

堀 口 俊 逸 西伯郡淀江町大字淀江六三六

田 原 恭 吉 西伯郡淀江町大字淀江二二一―五

〃	谷 田 眞喜男	西伯郡淀江町大字西原五一八
〃	関 本 攻	西伯郡淀江町大字西原五八〇
〃	座 山 豊	西伯郡淀江町大字西原六八五
〃	山 根 武男	西伯郡淀江町大字福岡二九二
〃	長谷川 豊	西伯郡淀江町大字福岡一〇〇六
〃	山 根 稔	西伯郡淀江町大字稲吉一三七
〃	野 津 升信	西伯郡淀江町大字稲吉一一八
〃	森 田 一男	西伯郡淀江町大字高井谷二九
〃	森 田 昭吾	西伯郡淀江町大字中西尾二四五
〃	森 田 芳彦	西伯郡淀江町大字富繁一〇三
〃	岩 垣 開三	西伯郡淀江町大字西尾原八三一
〃	山 根 淳	西伯郡淀江町大字富繁一三
〃	田 中 巖	西伯郡淀江町大字福頼二九七
〃	後 藤 巖	西伯郡淀江町大字淀江七三一
〃	後 藤 秀雄	西伯郡淀江町大字西原六八八
〃	柿 原 勸	西伯郡淀江町大字富繁五
平成十一年十月十九日退任		
監 事		
〃	後 藤 巖	西伯郡淀江町大字淀江七三一
〃	後 藤 秀雄	西伯郡淀江町大字西原六八八
〃	柿 原 勸	西伯郡淀江町大字富繁五
理 事		
〃	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
〃	湯 淺 繁夫	西伯郡淀江町大字淀江八五八
〃	朝 妻 貞明	西伯郡淀江町大字淀江六九六
〃	渡 瀬 亮	西伯郡淀江町大字淀江八一二
〃	生 田 仁	西伯郡淀江町大字淀江五三九一三
〃	堀 口 俊逸	西伯郡淀江町大字淀江六三六
〃	田 原 恭吉	西伯郡淀江町大字淀江二三一一五
〃	谷 田 眞喜男	西伯郡淀江町大字西原五一八

〃	関 本 攻	西伯郡淀江町大字西原五八〇
〃	座 山 豊	西伯郡淀江町大字西原六八五
〃	山 根 武男	西伯郡淀江町大字福岡二九二
〃	長谷川 豊	西伯郡淀江町大字福岡一〇〇六
〃	山 根 稔	西伯郡淀江町大字稲吉一三七
〃	野 津 升信	西伯郡淀江町大字稲吉一一八
〃	森 田 一男	西伯郡淀江町大字高井谷二九
〃	森 田 昭吾	西伯郡淀江町大字中西尾二四五
〃	森 田 芳彦	西伯郡淀江町大字富繁一〇三
〃	岩 垣 開三	西伯郡淀江町大字西尾原八三一
〃	山 根 淳	西伯郡淀江町大字富繁一三
〃	田 中 巖	西伯郡淀江町大字福頼二九七
〃	後 藤 巖	西伯郡淀江町大字淀江七三一
〃	後 藤 秀雄	西伯郡淀江町大字西原六八八
〃	柿 原 勸	西伯郡淀江町大字富繁五
平成十一年十月二十日就任 任期四年		
監 事		
〃	後 藤 巖	西伯郡淀江町大字淀江七三一
〃	後 藤 秀雄	西伯郡淀江町大字西原六八八
〃	柿 原 勸	西伯郡淀江町大字富繁五
理 事		
〃	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
〃	湯 淺 繁夫	西伯郡淀江町大字淀江八五八
〃	朝 妻 貞明	西伯郡淀江町大字淀江六九六
〃	渡 瀬 亮	西伯郡淀江町大字淀江八一二
〃	生 田 仁	西伯郡淀江町大字淀江五三九一三
〃	堀 口 俊逸	西伯郡淀江町大字淀江六三六
〃	田 原 恭吉	西伯郡淀江町大字淀江二三一一五
〃	谷 田 眞喜男	西伯郡淀江町大字西原五一八

鳥取県告示第七百三十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十一月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 取消しの相手方
- 1 名 称 三道開発株式会社

2 代表者の氏名 代表取締役 澤 田 道 三

3 主たる事務所の所在地 鳥取市栄町六五五

4 免許証番号 鳥取県知事(一)〇二七号

5 免許年月日 平成十年五月十六日

二 取消年月日 平成十一年十一月十八日

三 取消しの理由 宅地建物取引業法第六十六条第一項第八号に該当